

令和8年度



家族支援パンフレット

with Family

~Ver.8~



航空幕僚監部人事教育部厚生課
令和8年4月



このパンフレットは、隊員が家族とともに活用できるように作成しています。
必ずご家族と一緒に確認して下さい。

はじめに

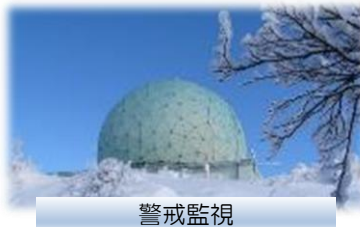
航空自衛隊では、武力攻撃事態、大規模災害及び国際平和協力活動等の多様な事態に迅速・的確に対処できるよう、日頃から即応態勢の維持・向上に努めています。

こうした我々の任務は、隊員の努力はもとより、それを支えるご家族のご理解とご協力があってこそ遂行できるものです。

航空自衛隊が今取り組んでいる家族支援を紹介するとともに、隊員家族の皆様にご理解をいただきたくパンフレットを作成しました。



対領空侵犯措置



警戒監視



弾道ミサイル等破壊措置



国賓等の輸送



災害派遣



在外邦人等の
保護措置・輸送



日米同盟の強化



国際平和協力活動



能力構築支援



防衛協力・交流の推進



他国との共同訓練

本パンフレットの構成

- | | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 家族支援とは | 4ページ |
| 2 | 家族支援として取り組むこと | 5ページ |
| 3 | ご家族にご理解いただきたい事項 | 6ページ |
| 4 | 留守家族名簿について | 7ページ |
| 5 | 委任状について | 8ページ |
| 6 | 国外任務に係る家族支援活動の取り組み | 11ページ |
| 7 | 部隊と隊員ご家族とのコミュニティ | 12ページ |
| 8 | 家族支援施策の充実化に係る取り組み | 13ページ |
| 9 | 連絡先 | 16ページ |



1 家族支援とは

「自助」の充実

自分の身は自分で守る

- ・ 備蓄（水・食料）の準備
- ・ 家族内の連絡手段・方法の事前確認
- ・ 隊員不在間の必要な手続きの確認 等

「共助」の充実

地域や仲間で助け合うこと

- ・ 部外協力団体等との協力体制の構築
- ・ 困ったときに助け合える仲間を作る 等

「公助」の充実

部隊等からの支援

- ・ 隊員家族及び隊員への情報提供
- ・ 隊員家族に対する共済組合サービスの提供 等

家族支援の3つの柱

「自助」「共助」「公助」



ご家族が安心して
生活できる準備



隊員が安心して
任務にまい進

家族支援とは、任務遂行のため隊員が急きょ不在にする場合や長期間不在にする場合においても、ご家族が安心して生活できるように日頃から準備しておくことにより、隊員が安心して任務にまい進することを目的としています。

このため、日頃から「部隊とご家族」及び「ご家族同士」のつながりと交流を深めていくための取り組みを推進していきます。

2 家族支援として取り組むこと

隊員家族と部隊等との信頼関係を醸成



◆隊員家族に対する派遣等に関する家族説明会の実施



◆隊員家族に対する隊員の活動状況等の情報提供



隊員 家族



◆隊員家族からの各種相談の対応



◆隊員家族に対する見学会等の開催



◆家族支援に関わる部外協力団体等との調整

3 ご家族にご理解いただきたい事項

我が国周辺には、強大な軍事力を有する国家などが集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっています。また、在外邦人等輸送などで隊員が緊急に海外派遣されるケースも増えています。

そのため、隊員に以下のことをお願いしておりますので、ご理解願います。



● 「留守家族名簿の作成」

➤ 隊員に万が一のことが起こっても、ご家族へ迅速かつ的確に情報を提供できるようにするため

● 「委任状の提出」

➤ 隊員が活動により長期間不在となり、留守を託されたご家族が防衛省共済組合のサービスを利用するため



更に、部隊では「**部隊とご家族**」及び「**ご家族同士**」のつながり・絆を深めることができる取組みを推進してまいります。多数の参加をお待ちしております。



4 留守家族名簿について

留守家族名簿は下表の内容となっております。
 当該名簿は、**緊急時等**においても、**ご家族へ迅速かつ的確に情報を提供**できるようにするためのものです。**ぜひご登録をお願いします。**

【留守家族名簿】

続柄	ふりがな		特記事項					
	氏名	健康状態						
第1住所	生年月日		健康状態					
	郵便番号	都道府県	電話番号	自宅	携帯			
	市町村番地			メールアドレス	自宅			
	マンションアパート名			携帯				
勤務先等名 (会社、学校等)				勤務先等 電話番号	代表	内線		
家族同居	続柄	ふりがな 氏名	生年月日	健康 状態	携帯電話番号	勤務先等名 (会社、学校等)	勤務先電話番号	特記事項
							代表 内線	
							代表 内線	
							代表 内線	
							代表 内線	
							代表 内線	

● ご家族への確実な連絡ができるようご家族が居住する住所だけでなく、**携帯電話番号や携帯のメールアドレス、勤務先などの登録をお願いします。**

※ 留守家族名簿は、異動時及び登録内容変更時等に更新し、最新の状態を維持します。




留守家族名簿については、**個人情報として取扱い、適切に管理しております。必要時以外に使用することはありません。**

5 委任状について

隊員が任務等で長期不在の際、ご家族が以下の防衛省共済組合のサービスを直接利用するための手続です。

委任状がないと隊員に代わってご家族等が共済組合のサービスを受けることができません。ぜひご提出をお願いします。

■ 防衛省共済組合のサービス

項目	サービス内容	ご利用になる事例等
医療費の請求等に関する事 こと	① 短期給付金の請求及び受領手続 (家族出産費、家族療養費、災害見舞金等) ② 組合員証等の要件確認等の手続 ③ 被扶養者の申告手続(扶養認定、取消等)	・ 被扶養者の出産等 ・ 被扶養者の就職又は離職等 
保健に関する事 こと	助成事業に係る申請及び受領手続	インフルエンザ予防接種の助成等
貯金に関する事 こと	組合員貯金の預入、払戻し、通帳等の受領 手続及び保険料支払手続	貯金の払戻し等
貸付に関する事 こと	組合員借入金の申込み、受領及び弁済手続	教育ローンの相談等
商品の購入等に関する事 こと	商品購入の申込み、受領及び商品代金支払 手続	車両等の購入等

※ 防衛省共済組合のサービスは、「留守家族名簿」の登録とは関係なく受けることができます。

※ 原則として、**18歳以上の三親等以内のご家族1名**を受任者に指定
できます。

※ 隊員が派遣された後であっても、派遣先の業務隊等で委任状の手続
を踏めば対応できる場合もあります。



【補足】委任状について

《家族間で決めてもらう事項》

- ✓ 家族の誰に委任するのか
- ✓ どのサービスを委任するのか



《ご利用上の注意事項》

委任状記載例

(赤字部が記載事項)

防衛省共済組合 支部長 殿

(元号) 〇年〇〇月〇〇日

(注1) 委任者 所属 〇〇〇〇
階級 曹長
氏名 共済 太郎

(注2) 受任者 住所 北海道〇〇市〇〇
続柄 妻
氏名 共済 花子

押印する。

記載する住所は、委任状提出時(派遣前)の住所で良い。

委任者 共済 太郎 は、委任者の派遣期間に限定して、受任者を代理人と定め、
 ① (元号) 〇〇年 〇月 〇日 から ② (元号) 〇〇年 〇月 〇日
 ① 就任開始日 ② 派遣期間終了日
 までの間、次の権限を委任します。(注3)
 なお、②を選択した場合、本委任状は ③委任状提出日の属する年度の3月31日まで(注4)
 ④委任状提出日に所属している共済組合支部に在籍中の間、有効とします。

委任状の効力は、提出から所属支部に在籍している期間中有効となります。

貯金の払戻等は、受任者の居住地の最寄支部（空自以外の支部でも可）を指定することで、当該支部での手続きが可能です。

なお、貯金以外のサービスは、受任者が指定した最寄支部（空自支部に限る）で手続きしたい旨を所属支部に事前に連絡することで、当該支部での手続きが可能となります。

受任者が防衛省共済組合の手続きをする際は、印鑑及び本人を確認できる書類（個人番号カード（表面）、運転免許証等）をお持ちください。

貯金の手続きに限り、上記に加え、「防衛省共済組合総合貯金通帳」及び「通帳の登録印章」も必要となります。

区分	委任事項(委任しない事項については、二重線で消すの上、押印してください)
保健経理	・助成事業に係る申請及び受領手続の件
住宅経理	・組合住宅の入居申請及び組合住宅使用料等支払手続の件
貯金経理	・組合員貯金の預入、払戻し及び通帳及びキャッシュカードの受領並びに保険貯蓄付添付支払手続の件
物資経理	・商品の購入申込み、受領及び商品代金支払手続の件
短期経理	・短期給付金の請求及び受領手続の件 ・被扶養者の要件確認等手続の件 ・被扶養者の申告手続の件
貸付経理	・組合員貸付の申込み、受領及び返済手続の件
掛金等の納付	・定期掛金(福引掛金を含む。)、介護掛金、子ども・子育て支援掛金、組合員保険料及び退職等年金分掛金の納付手続の件
給付事項(その他)	

受任者が最寄支部等で手続することを希望する場合は、受任者手続支部欄に1支部記入する。

委任しない事項は、2本線で抹消し、押印する。

委任内容に制限事項がある場合は、その旨を具体的に記入する。

組合員貸付は教育貸付に限る。

注1 委任者は、組合員がその所属支部で加入し、所属していただく。
 注2 受任者は、原則として、18歳以上の三親等以内の親族のうちから1名を指定してください。
 注3 [] 内については、①又は②のいずれかを選択し、①を選択した場合には、その日付を記入してください。
 なお、派遣が決定する前の提出(以下「派遣決定前提出」という。)の委任期間については、②を選択し、その場合は、③又は④のいずれかを選択してください。
 注4 ②を選択した場合、委任状は、委任状提出日の属する年度の3月31日まで有効とします。ただし、当該日の翌日以降まで派遣が継続される場合は有効終了日まで、また、当該日の前日までに異動により所属支部が変更される場合は異動日まで有効とします。
 ④を選択した場合は、現在所属している支部に在籍中の間、当該委任状は有効とします。
 注5 貯金経理の委任事項欄において、受任者手続支部として任意の1支部を指定することにより、所属支部に加え、当該支部においても、組合員貯金に係る手続(通帳等の受領を除く。)を行うことができます。
 注6 権限の委任について、例えば「組合員貸付の申込みは教育貸付に限る。」等委任内容に一定の制限を設ける場合には、特記事項欄にその旨を記載してください。

※裏面の全般事項も必ずお読みください。

【補足】 共済組合業務手続きの変更（オンライン申請）について

防衛省共済組合は、令和8年4月以降、支部窓口における業務の一部を本部に集約し、組合の体制を変換しております。これに伴い、給付金等（短期・長期・貸付）の業務がオンライン化されました。

■ 手続きの要領



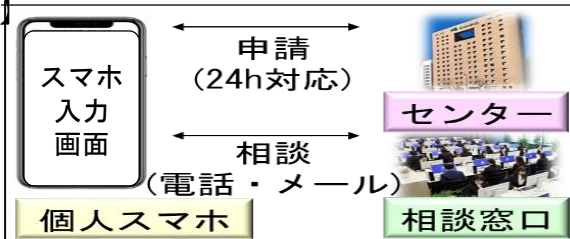
一部の業務を窓口からセンターへ移管

短期業務	長期業務	保健業務	貯金業務	貸付業務	物資業務
<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員及びその被扶養者の傷病、出産、休業、災害、死亡等に対する給付等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金請求手続（老齢年金・障害年金・遺族年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員等の健康の保持増進に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の貯金（普通貯金、定期貯金、定額積立貯金、定期貯金）の取り扱い等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の臨時の支出に対する貸付（普通貸付、特別貸付、住宅貸付）等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員に対する良質・低廉な生活必需物資及び飲食物の提供

- 短期、長期、貸付業務を市ヶ谷センターに集約し、オンラインで申請
- 保健、貯金、物資業務は引き続き、支部にて実施

令和8年4月から、**短期・長期・貸付業務**については、**手続きの要領が変更**されていますので、ご注意ください。

【申請要領】



組合員自らがスマホ等にて課業内外問わず休日も申請可能（24h対応可能）

上記のように、オンライン申請へ移行しておりますが、**ご家族が代理で手続きを行う場合には、委任状をもって書面により申請する取扱いに変更はありません。**

- **保険・貯金・物資業務**は、これまでどおり支部において業務を行っているため、**窓口での対応**となります。
- **短期・長期・貸付業務**に関しては**市ヶ谷センターでの手続き**となります。手続きを希望される場合は、事前に**市ヶ谷センター（コンタクトセンター）**へ連絡してください。
市ヶ谷センター（コンタクトセンター）：050-3651-0805（受付時間：0900～1700）

6 国外任務に係る家族支援活動の取り組み

隊員の出国・帰国及び異常の有無等に係る情報を対外公表可能な範囲で提供しています。

◆ 直近の国外任務の状況

- ・ 在イスラエル国・レバノン共和国邦人等の輸送（令和5年10月18日～令和7年3月21日）
- ・ ミャンマー連邦共和国における国際緊急援助活動等（令和7年4月7日～令和7年4月22日）

◆ 実施内容

【取り組み内容】

- ご家族への説明
現地及び活動の概要、報道に対する注意事項、相談窓口、共済組合サービス内容等
- ご家族からの問い合わせの対応など



【在イスラエル国邦人等の輸送における羽田空港到着後の降機の様子】
（防衛白書より）



【在レバノン共和国邦人等の輸送における邦人等をヨルダンで出迎えた時の様子】
（防衛白書より）



C-130輸送機への医療資機材等の搭載
（防衛省HPより）



7 部隊と隊員ご家族とのコミュニティ

令和7年度に実施しました「部隊とご家族」及び「ご家族同士」のつながりと交流を深めていくための取り組みをご紹介します。

各職務等の理解の深化に加え、部隊と隊員家族の関係の深化を図りました。

～ 横田基地「ハロウィンイベント」～
(令和7年10月30日)



～ 入間基地「2輪空隊ファミリーデー」～
(令和7年8月23日)



8 家族支援施策の充実化に係る取り組み

家族支援に対する協力に関する防衛省協定について

令和7年3月14日、防衛省は関係団体（家族会、隊友会）と「家族支援に対する協力に関する協定」を締結しました。

本協定により、空自以外の機関等（防衛装備庁、統合幕僚監部など）に勤務する空自隊員及びご家族も、家族支援に対する関係団体からの協力を得られるようになりました。

防衛省・自衛隊 公式コンテンツのご案内



防衛省ホームページ ▶



◀ 防衛省公式アカウント



防衛省公式アカウント ▶



防衛省公式アカウント ▶



◀ 防衛省・自衛隊公式動画チャンネル



@modchannel

その他の防衛省・自衛隊公式SNSは
こちらからチェック!



9 連絡先

ご質問等ございましたら、お気軽に下記連絡先までお問い合わせ下さい。

○防衛省共済組合に関すること：隊員が勤務している基地の業務隊・厚生班

(電話 内線)

○その他：隊員が勤務している部隊等の総括・人事・厚生部署

(電話 内線)



以下のウェブサイトも、是非ご利用ください。

航空自衛隊
ウェブサイト

検索



航空自衛隊

家族支援パンフレットの
ダウンロードが
できます！

防衛省共済組合
ウェブサイト

検索



防衛省共済組合

ユーザー名、パスワードは、
お近くの共済組合窓口で
ご確認ください。